

平成27年度第2回青森市景観審議会 会議概要

会議名	平成27年度第2回青森市景観審議会
開催日時・場所	平成28年2月10日(水) 10時00分～10時30分 青森市役所 柳川庁舎2階 大会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>阿部 哲委員、安保 照子委員、大澤 ひろみ委員 太田 直樹委員、川崎 洋明委員、近藤 由紀委員 竹浪 比呂央委員、玉熊 訓委員、田村 孝子委員 千葉 滋委員、長尾 誠委員、森内 忠良委員</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>都市整備部: 舘田 一弥理事、八戸 認次長、舘山 新次長 都市政策課: 小倉 信三課長、武田 泰孝主幹、中堤 康行技師 片岸 道悟技師、北山 賢臣主事 建築営繕課(事業担当課): 野澤 金吾課長、星出 正廣副参事 橋本 是直主幹、吉田 芳之主査</p>
欠席者	香取 真理委員、斎藤 嘉次雄委員
事務局	<p>案件 青森市屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定を改正する告示案 について</p> <p>【資料1】 青森市屋外広告物条例とは 他 【資料2】 「青森市屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定」(改正案) 及び(現行) 【資料3】 北海道新幹線禁止区間及び禁止区域等指定参考図(既規定含む) 【資料4】 県道後平馬屋尻線(みちのく有料道路)付近の告示改正前 禁止 区間及び禁止区域等指定参考図 【資料5】 県道後平馬屋尻線(みちのく有料道路)付近の告示改正後 禁止 区間及び禁止区域等指定参考図 【資料6】 青森市屋外広告物条例 (抜粋) に基づき説明。</p>
千葉委員	北海道新幹線が開業することによって指定される禁止区域について、当該地域に屋外広告物の表示の禁止に関わるような物件があるのかどうか、あるいは規則で自家用広告の規格を縮小しなければいけない表示面積の大きい物件があるのかどうか、確認したい。
事務局	新たに禁止区域となる部分には、許可している屋外広告物はない。 また、新たに禁止区域となる部分には、自家用広告で許可している物件もない。

議長(森内会長)	新たに禁止区域となる部分には、屋外広告物について、現在は全く無いということか。
事務局	自家用広告については、許可の要件があり、その許可の要件を満たして、許可をしている物件はないが、表示面積が小さいものなどは許可そのものを必要としないため、それらは今建っているものもあるかと思うが、それらは別段制限を受けない。
太田委員	青森東インターは、平成 16 年の開業だったと思うが、このインターを降りて、新しくできました県道青森東インター線、いわゆる青森環状野内線の交点までについて、今、禁止区域になったことについて、10 年経って何で今回の見直しなのか、と疑問に感じたため、ご説明をお願いしたい。
事務局	今回の北海道新幹線開業に伴う告示改正に伴い、他の禁止路線等の告示内容を精査したところ、みちのく有料道路等の路線名の変更等が判明したので、今回改めて指定をするものである。 ただ、この区間については、県道天間館馬屋尻線、旧路線名で既にこの全域、いわゆる都市計画区域外においては道路の路盤端から 500m、また、都市計画区域においては 100m のまで範囲が、禁止区域として指定されているので、今回新たな路線名が追加になったとしても、これまでと影響の部分で言えば何ら変更がない。
議長(森内会長)	他に何か質問等ないか。 なければ、異議がないものとしてよろしいか。
委員	異議なしの声
議長(森内会長)	異議がないようなので、案件につきましては、異議はないものとします。
—	<終了>